別表第一中「資本の収支」を「資本収支」に、「番組アーカイブ勘定長期貸付金返還金」を「放送番組等有料配信業務勘定長期貸付金返還金」に、「番組アーカイブ勘定長期貸付金」を「放送番組等有料配信業務勘定長期貸付金」に、「長期借入金償還金」を「長期借入金返還金」に、「（番組アーカイブ業務勘定）」を「（放送番組等有料配信業務勘定）」に、「視聴料収入」を「放送番組等有料配信業務収入」に、「番組アーカイブ提供業務」を「放送番組等有料配信業務」に、「既放送番組配信費」を「放送番組等有料配信費」に、「放送番組の」を「放送番組等の」に改め、同表注1中「番組アーカイブ業務勘定」を「放送番組等有料配信業務勘定」に改める。

別表第二号中「番組アーカイブ勘定短期貸付金」を「放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金」に、「番組アーカイブ勘定長期貸付金」を「放送番組等有料配信業務勘定長期貸付金」に、「番組アーカイブ業務勘定」を「放送番組等有料配信業務勘定」に、「視聴料収入」を「放送番組等有料配信業務収入」に、「既放送番組配信費」を「放送番組等有料配信費」に、「番組アーカイブ勘定からの」を「放送番組等有料配信業務勘定からの」に改める。

別表第四号中

「放送債券番組アーカイブ勘定長期貸付金返還金」	を	「放送債券放送番組等有料配信業務勘定長期貸付金返還金」	に、
「番組アーカイブ勘定長期貸付金返還金」	を	「放送番組等有料配信業務勘定長期貸付金返還金」	に、
「放送番組等有料配信業務勘定長期貸付金長期借入金返還金」	に、「番組アーカイブ業務勘定」を「放送番組等有料配信業務勘定」に、「視聴料収入」を「放送番組等有料配信業務収入」に、「既放送番組配信費」を「放送番組等有料配信費」に改める。		

附　則

1　この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

2　平成二十六年度の事業年度の業務報告書並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書については、改正後の放送法施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第百二十三号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の二の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項第一号イ中「第四条第十一項各号に掲げる法人」を「第四条第十三項各号に掲げるもの」に、「定める法人」を「定めるもの」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。